

春日部市立体育施設条例の一部を改正する条例

春日部市立体育施設条例（平成17年条例第190号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）			
1 春日部市総合体育館基本使用料				1 春日部市総合体育館基本使用料			
① 施設使用料				① 施設使用料			
名称	区分	使用 単位	金額 (円)	名称	区分	使用 単位	金額 (円)
メインアリーナ	全面	1 時 間	<u>3,300</u>	メインアリーナ	全面	1 時 間	<u>3,000</u>
	2 / 3	1 時 間	<u>2,200</u>		2 / 3	1 時 間	<u>2,000</u>
	1 / 2	1 時 間	<u>1,650</u>		1 / 2	1 時 間	<u>1,500</u>
	1 / 3	1 時 間	<u>1,100</u>		1 / 3	1 時 間	<u>1,000</u>
	ハンドボールコート 1 面	1 時 間	<u>3,300</u>		ハンドボールコート 1 面	1 時 間	<u>3,000</u>
	バスケットボールコート 1 面	1 時 間	<u>1,100</u>		バスケットボールコート 1 面	1 時 間	<u>1,000</u>
	バレーボールコート 1 面	1 時 間	<u>830</u>		バレーボールコート 1 面	1 時 間	<u>750</u>
	バドミントンコート 1 面	1 時 間	<u>280</u>		バドミントンコート 1 面	1 時 間	<u>250</u>
	卓球コート 1 面	1 時 間	<u>110</u>		卓球コート 1 面	1 時 間	<u>100</u>
サブアリーナ	全面	1 時 間	<u>990</u>	サブアリーナ	全面	1 時 間	<u>900</u>
	1 / 2	1 時 間	<u>500</u>		1 / 2	1 時 間	<u>450</u>
	バスケットボールコート 1 面	1 時 間	<u>990</u>		バスケットボールコート 1 面	1 時 間	<u>900</u>
	バレーボールコート 1 面	1 時 間	<u>500</u>		バレーボールコート 1 面	1 時 間	<u>450</u>
	バドミントンコート 1 面	1 時 間	<u>170</u>		バドミントンコート 1 面	1 時 間	<u>150</u>
	卓球コート 1 面	1 時 間	<u>100</u>		卓球コート 1 面	1 時 間	<u>90</u>
選手控室	1 室	1 時	<u>60</u>	選手控室	1 室	1 時	<u>50</u>

指導者控室	1 室	1 時 間	60
大会議室	全室	1 時 間	330
	2 / 3	1 時 間	220
	1 / 3	1 時 間	110
中会議室	全室	1 時 間	170
	2 / 3	1 時 間	110
	1 / 3	1 時 間	60
トレーニング室		1 人 1 回	330
ランニングトラック		1 人 1 回	110

② 照明料

名称	区分	使用 単位	金額 (円)
メインアリーナ	全面	1 時 間	1,980
	2 / 3	1 時 間	1,320
	1 / 2	1 時 間	990
	1 / 3	1 時 間	660
	ハンドボールコート 1 面	1 時 間	1,980
	バスケットボールコート 1 面	1 時 間	660
	バレーボールコート 1 面	1 時 間	500
	バドミントンコート 1 面	1 時 間	170
	卓球コート 1 面	1 時 間	70
サブアリーナ	全面	1 時 間	660
	1 / 2	1 時 間	330

指導者控室	1 室	1 時 間	50
大会議室	全室	1 時 間	300
	2 / 3	1 時 間	200
	1 / 3	1 時 間	100
中会議室	全室	1 時 間	150
	2 / 3	1 時 間	100
	1 / 3	1 時 間	50
トレーニング室		1 人 1 回	300
ランニングトラック		1 人 1 回	100

② 照明料

名称	区分	使用 単位	金額 (円)
メインアリーナ	全面	1 時 間	1,800
	2 / 3	1 時 間	1,200
	1 / 2	1 時 間	900
	1 / 3	1 時 間	600
	ハンドボールコート 1 面	1 時 間	1,800
	バスケットボールコート 1 面	1 時 間	600
	バレーボールコート 1 面	1 時 間	450
	バドミントンコート 1 面	1 時 間	150
	卓球コート 1 面	1 時 間	60
サブアリーナ	全面	1 時 間	600
	1 / 2	1 時 間	300

バスケットボールコート 1面	1時間	660
バレーボールコート 1面	1時間	330
バドミントンコート 1面	1時間	110
卓球コート 1面	1時間	70

③ 冷暖房料

名称	区分	使用単位	金額(円)
メインアリーナ	全面	1時間	4,400
	2/3	1時間	4,400
	1/2	1時間	2,200
	1/3	1時間	2,200
大会議室	全室	1時間	220
	2/3	1時間	220
	1/3	1時間	220
中会議室	全室	1時間	110
	2/3	1時間	110
	1/3	1時間	110

3 その他の体育施設基本使用料

① 施設使用料

名称	種別	区分	使用時間	使用単位	金額(円)
春日部市営大沼運動公園グラウンド	野球場	全面	午前9時から午後5時まで	2時間	1,100
			午後5時から午後7時まで	2時間	1,100
			午後7時から午後9時まで	2時間	1,100
			午後9時から午後11時まで	2時間	1,100

バスケットボールコート 1面	1時間	600
バレーボールコート 1面	1時間	300
バドミントンコート 1面	1時間	100
卓球コート 1面	1時間	60

③ 冷暖房料

名称	区分	使用単位	金額(円)
メインアリーナ	全面	1時間	4,000
	2/3	1時間	4,000
	1/2	1時間	2,000
	1/3	1時間	2,000
大会議室	全室	1時間	200
	2/3	1時間	200
	1/3	1時間	200
中会議室	全室	1時間	100
	2/3	1時間	100
	1/3	1時間	100

3 その他の体育施設基本使用料

① 施設使用料

名称	種別	区分	使用時間	使用単位	金額(円)
春日部市営大沼運動公園グラウンド	野球場	全面	午前9時から午後5時まで	2時間	1,000
			午後5時から午後7時まで	2時間	1,000
			午後7時から午後9時まで	2時間	1,000
			午後9時から午後11時まで	2時間	1,000

			時15分間 から午後9時 15分まで		
	陸上競技場兼 サッカー場兼 ラグビー場	全面	午前9時から 午後5時まで	2時間	1,100
	テニスコート	1面	午前9時から 午後5時まで	2時間	330
春日部市 立市民体育館	競技場	全面	午前9時から 午後5時まで	2時間	2,200
			午後5時から 午後7時まで	2時間	3,960
			午後7時から 午後9時15分まで	2時間	4,400
	談話室	1室	午前9時から 午後9時まで	1時間	110
春日部市 立市民プール		一般	午前9時から 午後6時まで	1人1回	550
		小・中学生		1人1回	110
春日部市 南栄町グラウンド		全面	午前9時から 午後5時まで	2時間	550
			午後5時から	2時間	550

			時15分間 から午後9時 15分まで		
	陸上競技場兼 サッカー場兼 ラグビー場	全面	午前9時から 午後5時まで	2時間	1,000
	テニスコート	1面	午前9時から 午後5時まで	2時間	300
春日部市 立市民体育館	競技場	全面	午前9時から 午後5時まで	2時間	2,000
			午後5時から 午後7時まで	2時間	3,600
			午後7時から 午後9時15分まで	2時間	4,000
	談話室	1室	午前9時から 午後9時まで	1時間	100
春日部市 立市民プール		一般	午前9時から 午後6時まで	1人1回	500
		小・中学生		1人1回	100
春日部市 南栄町グラウンド		全面	午前9時から 午後5時まで	2時間	500
			午後5時から	2時間	500

			午後 7 時まで		
			午後 7 時15分 から午 後 9 時 15分ま で	2 時 間	<u>550</u>
春日部市 谷原グラ ウンド		全面	午前 9 時から 午後 5 時まで	2 時 間	<u>550</u>
春日部市 立沼テニ ス場	テニス コート	1 面	午前 9 時から 午後 5 時まで	2 時 間	<u>330</u>
春日部市 立市民武 道館	第 1 道 場	全面	午前 9 時から 午後 5 時まで	2 時 間	<u>1,320</u>
			午後 5 時から 午後 7 時まで	2 時 間	<u>2,200</u>
			午後 7 時15分 から午 後 9 時 15分ま で	2 時 間	<u>2,640</u>
	第 2 道 場	全面	午前 9 時から 午後 5 時まで	2 時 間	<u>1,320</u>
			午後 5 時から 午後 7 時まで	2 時 間	<u>2,200</u>
			午後 7 時15分 から午 後 9 時 15分ま で	2 時 間	<u>2,640</u>

			午後 7 時まで		
			午後 7 時15分 から午 後 9 時 15分ま で	2 時 間	<u>500</u>
春日部市 谷原グラ ウンド		全面	午前 9 時から 午後 5 時まで	2 時 間	<u>500</u>
春日部市 立沼テニ ス場	テニス コート	1 面	午前 9 時から 午後 5 時まで	2 時 間	<u>300</u>
春日部市 立市民武 道館	第 1 道 場	全面	午前 9 時から 午後 5 時まで	2 時 間	<u>1,200</u>
			午後 5 時から 午後 7 時まで	2 時 間	<u>2,000</u>
			午後 7 時15分 から午 後 9 時 15分ま で	2 時 間	<u>2,400</u>
	第 2 道 場	全面	午前 9 時から 午後 5 時まで	2 時 間	<u>1,200</u>
			午後 5 時から 午後 7 時まで	2 時 間	<u>2,000</u>
			午後 7 時15分 から午 後 9 時 15分ま で	2 時 間	<u>2,400</u>

弓道場	全面	午前 9 時から午後 5 時まで	2 時間	880
		午後 5 時から午後 7 時まで	2 時間	1,100
		午後 7 時から午後 9 時 15 分まで	2 時間 15 分	1,320
会議室	1 室	午前 9 時から午後 9 時まで	1 時間	110
指導者 控室	1 室	午前 9 時から午後 9 時まで	1 時間	110
和室	1 室	午前 9 時から午後 9 時まで	1 時間	110
春日部市 牛島野球場	全面	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	3 時間 30 分	3,850
		午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	3 時間 30 分	3,850
		午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	7 時間 30 分	7,700
		午後 5 時から午後 7 時	2 時間	2,200

弓道場	全面	午前 9 時から午後 5 時まで	2 時間	800
		午後 5 時から午後 7 時まで	2 時間	1,000
		午後 7 時から午後 9 時 15 分まで	2 時間 15 分	1,200
会議室	1 室	午前 9 時から午後 9 時まで	1 時間	100
指導者 控室	1 室	午前 9 時から午後 9 時まで	1 時間	100
和室	1 室	午前 9 時から午後 9 時まで	1 時間	100
春日部市 牛島野球場	全面	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	3 時間 30 分	3,500
		午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	3 時間 30 分	3,500
		午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	7 時間 30 分	7,000
		午後 5 時から午後 7 時	2 時間	2,000

			時まで		
			午後 7 時から午後 9 時 15 分まで	2 時間	2,200
春日部市庄和体育館	競技場	全面	午前 9 時から午後 9 時まで	2 時間	3,300
		1 / 6			550
	卓球室	1 台			110
	トレーニング室	(個人) 1 人			110
		(団体) 3 人以上			330
	格技室	全室			770
	会議室・研修室	全室		3 時間	110
春日部市庄和テニスコート	テニスコート	1 面	午前 9 時から午後 9 時まで	2 時間	1,100
春日部市庄和球場	球場	全面	午前 9 時から午後 5 時まで	4 時間	4,400
	管理室	全室	午前 9 時から午後 5 時まで		2,200

② 照明料

名称	種別	使用単位	金額 (円)
春日部市営大沼運動公園グラウンド	野球場 夜間照明	1 時間	4,400
春日部市牛島野球場	野球場 夜間照明	1 時間	全点 7,700 灯

			時まで		
			午後 7 時から午後 9 時 15 分まで	2 時間	2,000
春日部市庄和体育館	競技場	全面	午前 9 時から午後 9 時まで	2 時間	3,000
		1 / 6			500
	卓球室	1 台			100
	トレーニング室	(個人) 1 人			100
		(団体) 3 人以上			300
	格技室	全室			700
	会議室・研修室	全室		3 時間	100
春日部市庄和テニスコート	テニスコート	1 面	午前 9 時から午後 9 時まで	2 時間	1,000
春日部市庄和球場	球場	全面	午前 9 時から午後 5 時まで	4 時間	4,000
	管理室	全室	午前 9 時から午後 5 時まで		2,000

② 照明料

名称	種別	使用単位	金額 (円)
春日部市営大沼運動公園グラウンド	野球場 夜間照明	1 時間	4,000
春日部市牛島野球場	野球場 夜間照明	1 時間	全点 7,000 灯

			2分 の1 点灯	3,850
春日部市南 栄町グラウ ンド	野球場 夜間照 明	1時間		3,850
春日部市庄 和テニスコ ート	テニス コート 夜間照 明(カー ド)	2時間		1,100

備考

- 3 春日部市立市民体育館競技場を4分の1に区分して使用する場合の使用料は、2割5分に相当する額とする。また、春日部市立市民武道館第1道場及び第2道場を2分の1に区分して使用する場合の施設使用料は、5割に相当する額とする。

			2分 の1 点灯	3,500
春日部市南 栄町グラウ ンド	野球場 夜間照 明	1時間		3,500
春日部市庄 和テニスコ ート	テニス コート 夜間照 明(カー ド)	2時間		1,000

備考

- 3 春日部市立市民体育館競技場並びに春日部市立市民武道館第1道場及び第2道場を2分の1に区分して使用する場合の施設使用料は、5割に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(1) 改正後の別表春日部市総合体育館基本使用料の規定中トレーニング室の項及びランニングトラックの項並びにその他の体育施設基本使用料の規定中春日部市立市民プールの項の規定 平成19年10月1日

(2) 改正後の別表(前号に掲げる項の規定を除く。)の規定 平成20年1月1日